◎新潟県連合海区漁業調整委員会告示第１号

新潟県連合海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を次のとおり改正する。

平成24年９月18日

新潟県連合海区漁業調整委員会　会長　宮島　英雄

新潟県連合海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程

新潟県連合海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成 17 年新潟県連合海区漁業調整委員会告示第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（本人等であることを証明するために必要な書類） **第４条**　条例第16条第２項（条例第28条第３項及び第34条第２項において準用する場合を含む。）に規定する実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。 (1)・(2)　（略） (3) 本人に代わって法定代理人（法人に限る。）が請求する場合　次に掲げる書類 ア～ウ　（略） エ　<u>前号イに定める書類</u>	（本人等であることを証明するために必要な書類） **第４条**　条例第16条第２項（条例第28条第３項及び第34条第２項において準用する場合を含む。）に規定する実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。 (1)・(2)　（略） (3) 本人に代わって法定代理人（法人に限る。）が請求する場合　次に掲げる書類 ア～ウ　（略） エ　<u>成年後見人の登記事項証明書その他その資格を証明する書類として委員会が認めるもの</u>

附　則

この規則は、平成24年９月18日から施行する。